○内閣府告示第二百二十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十二年三月二十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　鹿児島県及び鹿児島市

二　地域再生計画の名称　豊かな自然と人のふれあう地域づくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　鹿児島市の区域の一部（松元地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるする地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第二百三十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十二年三月二十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　鹿児島県、日置市及びいちき串木野市

二　地域再生計画の名称　地域が輝くふれあいあふれる健やかな都市づくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　日置市及びいちき串木野市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるする地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第二百三十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十二年三月二十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　鹿児島県並びに鹿児島県薩摩郡さつま町及び出水郡長島町

二　地域再生計画の名称　水と緑の郷づくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　阿久根市、出水市、薩摩川内市及び伊佐市並びに鹿児島県薩摩郡さつま町及び出水郡長島町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるする地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第二百三十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十二年三月二十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　鹿児島県及び鹿児島県出水郡長島町

二　地域再生計画の名称　安心・安全な長島のみなとづくり

三　地域再生計画の区域の範囲　鹿児島県出水郡長島町の区域の一部（片側港、宮之浦港、幣串漁港及び長島港諸浦地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるする地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第二百三十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十二年三月二十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　鹿児島市

二　地域再生計画の名称　かごしま清流と水辺の再生計画（第二期）

三　地域再生計画の区域の範囲　鹿児島市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるする地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第二百三十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第八十四号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十二年三月二十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　青森県

二　地域再生計画の名称　陸奥湾南の地域産業を支える安全な港づくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　青森市並びに青森県上北郡野辺地町及び東津軽郡平内町の区域の一部（青森漁港、野辺地港及び東田沢漁港）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるする地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第二百三十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成十八年内閣府告示第二百五十七号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十二年三月二十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　青森県北津軽郡板柳町

二　地域再生計画の名称　「りんごの里」あずましい地域環境再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　青森県北津軽郡板柳町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるする地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第二百三十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成十八年内閣府告示第三百九十五号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十二年三月二十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　青森県北津軽郡鶴田町

二　地域再生計画の名称　「鶴の里」潤いとやすらぎの農村環境再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　青森県北津軽郡鶴田町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるする地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第二百三十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成十八年内閣府告示第三百九十七号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十二年三月二十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　岩手県及び一関市

二　地域再生計画の名称　交通ネットワーク整備を中心とした西磐井地区活性化計画

三　地域再生計画の区域の範囲　一関市の区域の一部（一関地域及び花泉地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるする地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第二百三十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第八十五号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十二年三月二十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫